

## ．参画する

すべての市民が生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現のためには、男女が性別にとらわれることなく、自らの意思によってあらゆる分野に参画する権利を行使するとともに、責任を担うことが必要です。特に、政策・方針決定の場への女性参画の拡大は、多様な考え方を尊重し、民主主義の成熟を促すためにも不可欠です。また、これまで主として女性が担ってきた家庭生活や社会通念上の固定的な性別役割分担が強い地域活動などに、男女が等しく参画できる社会を形成することが必要です。そのためにも、職場での労働形態を見直し、働く男女がともに家庭生活や地域生活にかかわれるような労働環境が保障されるように、企業に対して積極的に働きかけなければなりません。「ゆとり宣言都市まるがめ」の実現のためにも、あらゆる分野への男女共同参画を目指して取り組みを進めます。

	< 目 標 >	< 施 策 >
参画する	1.政策・方針決定過程への女性参画の拡大	(1)政治への女性参画の拡大 (2)行政機関における女性参画の推進 (3)企業や団体における女性参画の推進 (4)防災分野における女性参画の推進
	2.働きやすい環境づくり	(1)女性の職業能力の開発 (2)職域の拡大と就業支援 (3)労働条件・環境の整備 (4)商工業、農林水産業などの自営業における男女共同参画の確立
	3.家庭・地域生活と職業の両立	(1)子育て支援の充実 (2)介護・看護・介助者支援の充実 (3)家事・育児・介護などへの男性の参画 (4)地域活動や環境保全活動などへの参画促進 (5)両立可能な就労形態の奨励

## 目標1 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

### (1) 政治への女性参画の拡大

社会の構成員の半数を占める女性の意見が政策・方針決定の場に反映されない状況では、男女共同参画社会の実現は難しいといえます。平成17年度の丸亀市の市議会議員34人のうち女性市議会議員は3人(8.8%)で、全国の市議会の平均(平成15年12月現在)11.9%よりも低いのが現状で、まだまだ政治への女性参画は進んでいません。女性の声を政治に反映させるためにも、政治に関心を持つ女性の発掘や育成に努めるとともに、選挙の投票率を高めるための啓発活動などに取り組みます。

< 施策 >

< 事業 >

(1) 政治への女性参画の拡大

政治への関心を高める意識啓発、学習機会の提供

選挙の投票率を高めるための啓発

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【27】 -1-(1)- 政治への関心を高める意識啓発、学習機会の提供	女性が政治の場に参画することの意義を啓発するとともに、政治への関心を高めるような環境を整備します。 ・ 広聴制度の活用 ・ 市議会の傍聴促進 ・ 議会だより、議会放映による啓発 ・ 議員との懇談会の開催 ・ 市政についての学習会の開催 ・ 小中学生のミニ議会の充実	企画課 秘書広報課 議会事務局 学校教育課
【28】 -1-(1)- 選挙の投票率を高めるための啓発	男女がともに社会を担っているという自覚を育てるため、選挙権、被選挙権を生かして政治に参画することを啓発します。 ・ 各種イベントと連携した選挙啓発 ・ 啓発紙、パンフレット等の発行 ・ 新成人に向けた啓発及び情報提供 ・ 投票立会人への女性や若年層の起用	選挙管理委員会事務局

( 2 ) 行政機関における女性参画の推進

行政分野において、行政施策の対象者の半数は女性であり、また、同様に施策の影響を受けることから、女性の参画を拡大していく必要があります。市が設置する審議会等において女性委員比率の具体的な数値目標を定めたり、女性職員や女性教職員を育成し、職域を拡大するとともに積極的な登用に努めたりするなど、市が男女共同参画のモデルとなり、率先して女性参画の取り組みを進めます。

< 施策 >

< 事業 >

(2)行政機関における女性参画の推進

審議会等委員への女性の積極的登用

市女性職員の職域拡大

市女性職員、女性教職員の人材育成

市女性職員、女性教職員の管理職への登用

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【29】 -1-(2)- 審議会等委員への女性の積極的登用	行政施策対象者の半数を占める女性の意見を市政に反映させるため、審議会等の委員に女性を積極的に登用し、審議会等委員への女性登用率 40%以上、女性のいない審議会等の解消を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>女性登用に向けた条例・要綱等の見直し</li> <li>市民公募枠の拡大及び公募に関する情報の提供</li> <li>委員改選時における企画及び男女共同参画部局との事前協議</li> <li>女性登用率未達成の審議会等を持つ担当部局へのヒヤリング実施</li> <li>各種団体への女性委員推薦の協力依頼</li> <li>定期的な登用状況の調査及び公表</li> <li>クォータ制の導入検討</li> </ul>	企画課 庶務課 審議会を持つ全ての課
【30】 -1-(2)- 市女性職員の職域拡大	男性中心の職種、職場と考えられてきた分野においても、平等取扱いと成績主義の原則に基づき女性の採用・登用を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>技術職などにおける公平な女性採用</li> </ul>	職員課
【31】 -1-(2)- 市女性職員、女性教職員の人材育成	女性職員や女性教職員が職業生活に必要な能力を高め、その可能性を伸ばせるように学習機会や自己啓発を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>女性職員の自己啓発への支援</li> <li>能力開発研修等への積極的な女性職員の派遣</li> </ul>	職員課 学校教育課
【32】 -1-(2)- 市女性職員、女性教職員の管理職への登用	平等取扱いと成績主義の原則に基づき、女性職員や女性教職員を公平に登用するとともに、その状況を公表します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>管理職への公平な女性登用</li> <li>女性登用についての意識啓発</li> <li>管理職に対する研修の充実</li> <li>女性登用に関する調査及び公表</li> </ul>	職員課 学校教育課

### (3) 企業や団体における女性参画の推進

昭和61年に「男女雇用機会均等法」、平成11年には「改正男女雇用機会均等法」が施行されるなど、法律上は雇用の場での男女平等が保障されてきました。しかし、企業や団体においては、依然として固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣習などが根強く残っており、女性の参画を阻んでいます。あらゆる機会を通して、政策・方針決定過程への女性参画の拡大についての協力要請を行うとともに、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に自主的に取り組むことを奨励します。

< 施策 >

< 事業 >

(3)企業や団体における女性参画の推進

女性登用のための啓発

企業や団体における女性参画の実態調査

女性参画の推進に積極的な企業や団体の顕彰

市の入札参加登録に男女共同参画を配慮

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【33】 -1-(3)- 女性登用のための啓発	女性の意見の反映により、これまでとは違う組織運営が可能になるなど、女性参画の利点を具体的に提示し、女性登用の必要性を啓発します。 ・関係団体に女性登用の呼びかけ実施 ・女性登用の成功例などの情報を企業に提供 ・関係機関と連携した講演会の開催及び企業への啓発	企画課 生活課 商工観光課 生涯学習課 各課
【34】 -1-(3)- 企業や団体における女性参画の実態調査	企業や団体における女性参画の現状把握に努めるとともに、その課題分析に基づいた施策を推進します。 ・女性登用状況や男女共同参画の取り組み状況の調査及び公表	企画課
【35】 -1-(3)- 女性参画の推進に積極的な企業や団体の顕彰	積極的に女性参画の推進に取り組んでいる企業や団体を顕彰し、男女共同参画のモデルとして市民や他の企業・団体に紹介します。 ・均等推進企業の紹介 ・女性参画の推進に積極的な各種団体の顕彰 ・子育て・介護応援企業認証制度などの周知	企画課
【36】 -1-(3)- 市の入札参加登録に男女共同参画を配慮	市が発注する事業への入札参加を希望する企業に対して、競争原理を損なうことがないように配慮しながら、男女共同参画の取り組みへの協力を求めます。 ・入札参加資格申請時に男女共同参画への取り組み協力依頼	管財課

#### (4) 防災分野における女性参画の推進

阪神・淡路大震災をきっかけに、災害に対する関心が高まり、行政はもとよりボランティア団体等も防災対策の必要性を訴えてきましたが、そこに女性の視点があまり盛り込まれていませんでした。政府は、平成17年1月の国連防災世界会議で「防災協力イニシアチブ」を発表し、そこに「防災分野でのジェンダーの視点」を明記しました。また、災害発生時の経験から、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題も明らかになっています。男女共同参画の視点を踏まえた防災体制が確立されるよう、防災分野においても女性の参画を促していきます。

< 施策 >

< 事業 >

(4) 防災分野における女性参画の推進

男女共同参画の視点からの被災者支援

消防職への女性進出

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【37】 -1-(4)- 男女共同参画の視点からの被災者支援	被災者に対する様々な施策に男女共同参画の視点を盛り込み、男女のニーズの違いを把握して復興を支援します。また、高齢者や障害者、外国人にも配慮します。 ・防災計画や災害対応マニュアルなどの方針決定に女性参画拡大 ・救急救援要員に女性拡大 ・避難所設営や救援物資に男女それぞれのニーズを配慮 ・女性にも配慮した相談窓口の設置 ・ボランティアや自主防災組織等で女性向け講習会の実施	庶務課 建設課 消防防災課
【38】 -1-(4)- 消防職への女性進出	消防防災対策や被災者支援対策に直接女性が担当できるよう消防職への女性の進出を進めます。 ・女性消防職員の採用 ・女性消防団員の採用検討	職員課 消防総務課

## 目標2 働きやすい環境づくり

### (1) 女性の職業能力の開発

平成17年度「男女共同参画に関する市民アンケート」によれば、女性の50.4%が何らかの仕事をしており、そのうち30.3%はパートタイムやアルバイト雇用です。また、女性の46.8%が仕事をやめた経験があり、やめた理由は、結婚・出産・介護が42.8%を占めています。一方、男女がもっと平等になるために、最も重要なことへの女性の回答は、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得したりするなど、力を向上させる」(25.2%・1位)「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習やしきたりを改める」(24.7%・2位)「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスを充実させる」(23.0%・3位)が上位を占め、女性の就業意欲がうかがえます。近年、企業では男女を問わず能力や適性を重要視した人材の確保に努めるようになってきましたので、女性が職業選択の幅を広げるチャンスといえます。このため、多様な女性の要望に応じた職業能力開発のための支援を行います。

< 施策 >

< 事業 >

(1)女性の職業能力の開発

女性の職業能力開発のための支援

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【39】 -2-(1)- 女性の職業能力開発のための支援	<p>就業を望む女性が希望する職業に就き、職業選択の幅をさらに広げることができるように職業能力の開発を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業講座（パソコン、OA、企画立案など）の開催支援</li> <li>・ 関係団体や教育機関における市民開放講座の開催支援</li> <li>・ 国や県など関係機関における講座情報の提供</li> <li>・ 資格取得のための情報提供</li> <li>・ 資格や技能を生かして働いている女性の紹介</li> </ul>	商工観光課

## (2) 職域の拡大と就業支援

従来は男性のみであった職種に女性が進出したり、あるいは配置されたりするようになりました。男性のみの職場、女性のみの職場を解消するだけでなく、年齢、国籍、障害などによる採用差別の撤廃に向けて、多様な生き方、多様な働き方を奨励します。また、女性が希望する職業に就き、配置される職種に対応できるように様々な就業支援を進めるとともに、パートタイム労働者の働く権利を保障する法制度などについての情報提供や、自らの能力や経験を生かす道として自分で事業を始める女性への支援を行います。

< 施策 >

< 事業 >

(2) 職域の拡大と就業支援

就職・再就職支援

起業への支援

職域の拡大

多様な働き方に対する情報提供

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【40】 -2-(2)- 就職・再就職支援	これから働く女性、現在働いている女性、また、再び働き始める女性のために、関係機関と連携を取りながら就職支援情報を提供します。 ・就業情報の提供 ・就業相談事業、再就職支援講座の開催支援	商工観光課
【41】 -2-(2)- 起業への支援	自らの能力や経験を生かすために、新しい発想や視点でビジネスを目指している女性の起業家を支援します。 ・起業情報の提供 ・起業のための実務講座の支援 ・起業融資「丸亀新風融資制度」の周知 ・事業スペースの提供支援	商工観光課
【42】 -2-(2)- 職域の拡大	男の仕事・女の仕事と思われている職場を減らし、採用差別などの撤廃を目指します。特に、市が率先して取り組みを進めます。 ・男女の職域拡大の啓発 ・採用差別撤廃の啓発 ・市役所における男女の職域拡大 ・市役所における年齢、国籍などによる採用制限の緩和	職員課 商工観光課
【43】 -2-(2)- 多様な働き方に対する情報提供	男女が多様で柔軟な働き方を選択できるように、関係機関と連携しながら、パートタイム労働をはじめとする様々な労働形態について情報を提供します。 ・パートタイム労働、派遣労働、在宅勤務労働、SOHOなどについての情報提供 ・パートタイム労働法、労働者派遣法などの周知	商工観光課

### (3) 労働条件・環境の整備

男女平等になっていないのは社会通念と労働の場であるといわれています。就業環境を悪化させる性的言動が行われたり、利益の代償や対価として性的要求がされたりするなど、セクシュアル・ハラスメントは職務の妨げになります。また、長時間同じ姿勢で働いたり寒暖の厳しい場所で働いたりするなど、いろいろな職場で健康に不安を抱いている女性がいます。セクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに女性労働者の母性保護や健康管理の重要性を啓発するなど労働環境を改善します。

< 施策 >

< 事業 >

(3)労働条件・環境の整備

男女の雇用平等に向けた啓発、情報提供  
 セクシュアル・ハラスメント防止の啓発  
 市役所におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策  
 女性労働者の母性保護・健康管理の啓発  
 労働に関する相談体制の整備  
 男女労働者の実態調査

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【44】 -2-(3)- 男女の雇用平等に向けた啓発、情報提供	男女がその能力を十分に発揮し、充実した職業生活を営むことができるように、働きやすい環境整備のための情報を市民や企業に提供します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法、労働基準法などの周知</li> <li>・女性の能力開発、登用に向けた啓発</li> <li>・男女平等の職場づくりに向けた情報提供</li> </ul>	商工観光課
【45】 -2-(3)- セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	セクシュアル・ハラスメント防止に関する男女の意識を高め、全ての人が、その持てる能力を発揮することができるような環境づくりを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・セクシュアル・ハラスメント実態調査の実施及び公表</li> <li>・企業等にセクシュアル・ハラスメント防止研修などの開催要請</li> </ul>	企画課 商工観光課
【46】 -2-(3)- 市役所におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	市内企業や各種団体のモデルとなるように、市が率先してセクシュアル・ハラスメントが起こらない職場づくりを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修の充実</li> <li>・セクシュアル・ハラスメント相談窓口の設置・充実</li> </ul>	職員課
【47】 -2-(3)- 女性労働者の母性保護・健康管理の啓発	母親や母親候補者である女性労働者のために、労働基準法や男女雇用機会均等法に基づく母性保護及び健康管理の重要性を啓発します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性労働者の母性保護のための啓発</li> <li>・女性労働者の健康管理体制充実の啓発</li> </ul>	健康課 商工観光課



事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【48】 -2-(3)- 労働に関する相談 体制の整備	<p>労働者が安心して働くことができるように、関係機関と連携を取りながら職場環境問題や労働問題などの相談に対応できる体制を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働相談窓口の整備</li> <li>・労働に関する法律相談の検討</li> <li>・女性労働相談日、女性労働法律相談日の検討</li> </ul>	商工観光課
【49】 -2-(3)- 男女労働者の実態 調査	<p>男女が働きやすい環境をつくるため、男女労働者の実態調査や諸制度の調査を行い、その情報を市民や企業に提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女労働者の就労形態に関する調査の実施</li> <li>・女性の就労に関する諸制度の調査及び情報提供（税制、社会保障制度など）</li> </ul>	企画課 税務課 保険年金課 商工観光課

(4) 商工業、農林水産業などの自営業における男女共同参画の確立

農業就業人口の6割を女性が占めているといわれるなど、女性は農林水産業や商工業などの自営業における重要な担い手であり、自営業部門の女性の経済的地位の向上は地域やその産業をより豊かにします。しかし、その役割が必ずしも適正に評価されていないのが現状です。生活環境や労働環境の多様な農林水産業などに従事する女性の生活術や生活文化は、他の産業部門の女性への活力となり、その交流は相互にとって利益となります。自営業の女性が、その持てる力を発揮し、その貢献に見合った評価を受け、仕事・家庭・地域において自信と充実感を持って暮らせるような環境を整備します。

< 施策 >

< 事業 >

(4) 商工業、農林水産業などの自営業  
における男女共同参画の確立

男女共同参画意識の確立

方針決定、経営への女性参画の推進

事業	事業内容 / 詳細事業	担当課
【50】 -2-(4)- 男女共同参画意識 の確立	<p>自営業の女性が自らの人生を自主的に設計し、その持てる能力を十分に発揮できるように学習機会を提供するなど、男女共同参画意識の確立を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家内労働、無償労働（アンペイドワーク）についての学習機会の提供</li> <li>・農山漁村女性の実態調査及び「農山漁村女性の日（毎年3月10日）」の普及</li> <li>・生きがい対策も考慮した高齢労働者への支援</li> </ul>	<p>商工観光課 農林水産課</p>
【51】 -2-(4)- 方針決定、経営へ の女性参画の推進	<p>自営業の女性はその貢献に見合う評価を受け、対等なパートナーとして方針決定や経営に参画していくことができるように関係機関と連携しながら啓発を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産技術や経営能力向上のための研修の実施</li> <li>・家族経営協定の普及・促進</li> <li>・女性指導者の育成（認定農業者、農業士、漁業士など）</li> <li>・団体における女性役員登用の啓発</li> </ul>	<p>商工観光課 農林水産課</p>